

70～74歳の
国保加入者へ

8月1日(木)から

国民健康保険 高齢受給者証が

うぐいす色に！

☎ 国保年金課
055(948)2905

令和元年度から 国民健康保険税率などが変わります

☎ 国保年金課 ☎ 055-948-2905

国民健康保険税は、市が国民健康保険事業を運営するために、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に対して賦課する税です。令和元年度から軽減基準額、保険税率、賦課限度額が変わりますのでお知らせします。なお、令和元年度の国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。

●令和元年度の改正内容

- ①低所得世帯に対する軽減対象の範囲が拡充されました。
- ②所得割（税率）、均等割額、平等割額、賦課限度額が改正されました。

① 軽減対象になる所得基準額の拡充

軽減割合	基準となる所得金額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	33万円以下（改正なし）
5割軽減	33万円+27万5千円×被保険者数以下	33万円+28万円×被保険者数以下
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数以下	33万円+51万円×被保険者数以下

※被保険者数/国保から後期高齢者医療制度へ移行し、その後も継続して同一の世帯に属する人（特定同一世帯所属者）を含む。

② 所得割（税率）、均等割額、平等割額、賦課限度額の改正内容

区分	課税区分	平成30年度	令和元年度	増減
医療保険分	所得割(※1)	6.0%	6.0%	±0
	均等割(※2)	25,600円	25,200円	-400円
	平等割(※3)	25,600円	19,200円	-6,400円
	賦課限度額(※4)	540,000円	580,000円	+40,000円
後期高齢者支援分	所得割	2.5%	2.1%	-0.4%
	均等割	9,600円	8,400円	-1,200円
	平等割	9,600円	7,200円	-2,400円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	±0
介護保険分 (40～64歳)	所得割	1.2%	1.6%	+0.4%
	均等割	12,000円	13,200円	+1,200円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	±0

※1 所得割/基準総所得金額(前年中の総所得金額から基礎控除額330,000円を控除したもの)に税率を掛けた金額。

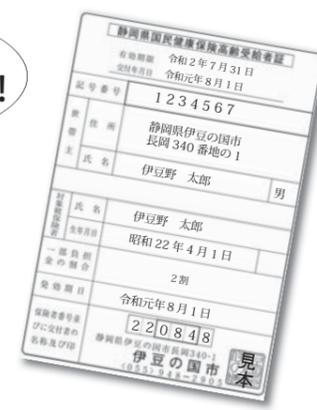
※2 均等割/加入者一人ひとりにかかる金額。

※3 平等割/世帯ごとにかかる金額。

※4 賦課限度額/世帯ごとにかかる保険税額の上限金額。

●変更の概要

70～74歳の国民健康保険加入者に、高齢受給者証を交付しています。高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。新しい高齢受給者証は、7月下旬に郵送します(8月以降に70歳になる人は、



●有効期限

有効期限は令和2年7月31日です。ただし、令和2年7月31日以前に75歳になる場合、有効期限は75歳の誕生日の前日になります。75歳になると、後期高齢者医療で医療を受けるようになります。切り替え時には、市役所から後期高齢者医療被保険者証を送付します。

誕生月の下旬に郵送)。医療を受けるときの自己負担割合を示す証明書になりますので、病院などの窓口では国民健康保険証と一緒に必ず提示してください。8月以降、古い藤色の高齢受給者証は使用できなくなります。細かく裁断するなどして処分してください。

●自己負担割合

自己負担割合は平成30年中の所得などにより決まります。

割合	対象者	
3割	現役並み所得者	①70～74歳の国保被保険者の住民税課税標準額(※1)が145万円以上の方が世帯に1人でもいる場合
		②世帯内に、70～74歳の国保被保険者がいる人は、①に加え、同じ世帯の70～74歳の国保被保険者の令和元年度の旧ただし書き所得(※2)の合計が210万円超の世帯の場合
2割	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人
	低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象です(交付対象者には申請書を送付)。

※1 総所得金額等から住民税基礎控除(33万円)、社会保険料控除、扶養控除などの各種所得控除を差し引いた額

※2 総所得金額等から住民税基礎控除(33万円)を差し引いた額

※3 住民税課税標準額の算定の際、必要経費、控除などを差し引く前の収入額